

「図画工作科」工作の新指導要領と教材基準

森 下 一 期

「子どもの遊びと手の労働研究」通巻15号(1974年11月号)で教材基準の分析を行なった。昭和42年度を初年度として、初めて設定された「教材基準」が、特に工作教育に関して、指導要領とも矛盾する、極めて不十分なものであることを指摘した。

この「教材基準」は10年に渡って教材の整備を詰ったものであったが、昭和53年7月に改訂が為された。それに先立ち、指導要領が改訂されているのであるが、それは、子ども達の全面的な発達を願って、遊びと手の労働を保障して行こうとする、私達、手労研のメンバーとしては、全く、許しがたい内容のものであった。

新指導要領について、会報で報告したことないので、ここでふれておこう。

1. 「新指導要領・図画工作科」の問題点

旧指導要領に関しても、「図画工作科」が中学校の美術科と技術・家庭科につながるはずのものであるにもかかわらず、まるで、中学「美術科」にのみつながるようなとらえ方がされてきていることの指摘は多々なされてきた。小学校での「技術教育」をになう教科として、「理科」の理科工作、「家庭科」も確かにあるが、中でも「図画工作科」の工作は、中心となるものとして位置付いていたのである。それは、明治以来の教育の中で、当初は「加設科目」ではあったが、手工科として、独立の教科であり昭和16年の国民学校令に於いて、初等教育の中でも「芸能科工作」として必須科となったように、(但し、1・2年に於いては、教科書は「エホン」として「芸能科図画」と合わせたものではあった)

「手工科」「工作科」として独自の教科として成り立っていたのである。とは言え、この間には、「手工科」は数多くの変遷をとげてきており、この教科ほど、日本の学校教育の中にしっかりと位置付がなかったものはないと言われる程である。そのような不明確さがありながらも、教科として、その位置付けを与えられながら、大戦後に於いては、「図画工作科」となってしまったのである。その後の経過は、真に、工作教育衰退の歴史であったと言える。

それでも、昭和22年の「指導要領(試案)」では、「はじめのことば」の中で、「一、発表の養成」「二、技術力の養成」「三、芸術心の啓培」「四、具体的・実際的な活動の助長」と、第二番目に技術力の養成を明確に位置付け、そこで「人は、手で道具を作り、その道具を使って、更に進んだ道具や生活上いろいろ必要な物を作り、生活を豊富にし、進んだ文化を建設していく。………中略……もっと端的にいえば、手で道具を作り、物を作る活動、すなわち、人間の技術活動が伴なわなければ、すべての文化は、直接には生活の役に立たないのである。かかる点から見て、技術の養成、またはすべての技術の基礎となる目と手の感覚を鋭敏にすることが、教育の一つの項目として取り上げなければならない……」と述べている。その後、26年、33年、43年と指導要領の改訂のたびに、この点は後退し、今指導要領に於いて、その目標は、次のようになってしまった。

「表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な創造活動の基礎を培うとともに、表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を養う」となって

いるのである。これと、中学「美術科」の目標と照し合わせてほしい。

「表現及び鑑賞の能力を伸ばし、造形的な創造活動の喜びを味わわせるとともに、美術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う」と、全く同じと言えるものになっているのである。

前指導要領(昭和43年)の目標と較べてみても、その後退は明確である。

「造形活動を通して、美的情操を養うとともに、創造的表現の能力をのばし、技術を尊重し、造形能力を生活に生かす態度を育てる。

このため、

1. 色や形の構成を考えて表現し鑑賞することにより、造形的な美の感覚の発達をはかる。
2. 絵であらわす、彫塑であらわす、デザインする、工作をする、鑑賞することにより造形的に見る力や構想する力をのばす。
3. 造形活動に必要な初步的な技術を理解させるとともに、造形的に表現する技能を育てる。」

目標に於いてこのようであれば、具体的な各学年の細目はおして知るべしである。

五年生を例にとろう。前指導要領では、D工作として、

「(1) 役にたつものの目的を考えて、計画的につくることができるようとする。

ア 目的に合わせて、美しく機能的なものを計画を立ててつくること。

イ 針金を切ったり曲げたり、木を切ったり接合したりしてつくること。

ウ 粘土で器物などを成形し、必要に応じて、焼成のしかたを理解したり、つくったりすること。

エ つくるものの形や大きさの図示は説明的な絵や図を主とし、必要に応じて図の見方や書き方を理解してつくること。

(2) 動力の使い方や伝わり方をくふうして

動くものをつくったり、形や組み立てを考えて、建物などをつくったりすることができるようとする。

ア ゴム、ばねなどの動力をもとに、力の伝わり方をくふうして動くものをつくること。

イ 技法や図示は(1)のイやエに準じ、動力の伝わり方の図示などをしてつくること。

ウ 細木や薄板などの組み合わせや組み立てをくふうして、橋や塔などをつくること。

(3) 針金や木などの線材、面材を主とし、材料や用具を使用してつくる力をのばす。

ア 線材、面材など身近な材料を使ってつくること。

イ ペンチや糸のこぎりなどの工具を使ってつくること。

ウ 材料の種類や性質に合わせて、接着や緊結をしたり、工具を使用したりする方法を理解してつくること。」

それに対し、新指導要領の同じ五年生では

A 表現の中の(3)に

「(3) 伝えたい事柄を表わすもの及び生活を楽しくするために使うものを、目的に合わせデザインしてつくることができるようになる。」

ア 形から受ける方向の感じ及び動きの感じ並びに色の明暗、強弱などの感じを生かすこと。

イ 図をかいたり試作したりして、つくるものの形、動く仕組み、丈夫な組立方などを工夫し、計画的につくること。

ウ 前学年までの材料や用具に加え、焼成に適した粘土、針金、糸のこぎり、ペンチなどを使い、その基本的な扱いができるようにし、材料の生かし方を工夫すること。」

と極めて簡略となっている。もちろん、こと細かに規定するのが正しいわけではない。

しかし、前指導要領での、技術や技能という言葉も消え去り、「表現」の中に工作をおしとどめてしまっているのである。ちなみに、「工作」という言葉は、前指導要領では、領域としても、それを使っていたし、それ以外でも六ヶ所あるのに対し、新指導要領では、6年のA・表現の(3)に、ただ一ヶ所だけしか出て来ていないのである。このことは、歴史的にも、子ども達の生活の中にも生きてきた、「工作」という言葉自体をも消し去ろうとしているとしか考えられない。

なお、新指導要領を見て、目立つところは、「工夫して～をする」がこれまでと同様、やたら目につくだけでなく、「材料や用具を工夫して使い」(四年生)と、つくるものを工夫するだけでなく、用具の使い方さえ工夫させようとしている。前指導要領では、一年生から「用具の扱いに慣れれる」であり、「用具の特色や扱い方を理解して」と、“慣れ”“理解”するものとして位置づけられているのである。このことは、道具の歴史—人類の文化遺産としての、人類の歴史を背っている道具としての—を見たときに、道具の使用法や扱い方が、幾千年の時の中で改良に改良を重ねられてきたからこそ、教授すべきものとして位置付いているのに、その教授を投げて、工夫させることで逃げようとしているのである。もし、そのような形で進むとするならば、怪俄人が続出するのはむろんのこと、自分のものとして使いこなせない子どもが大半となり、工作に自信を失う子どもを大量につくり出すであろう。これまでの各地の実践で、単に子どもに道具を与えただけでは、失敗するという報告が、それを示している。

次に、道具・材料の問題がある。「図工科」全体で、用具15→7、材料25→15に“精選”したという。

ここで特に問題となるのは、金属材料を除いたことである。私は小学校段階では、木材を中心にしてべきであるという考え方を持ってい

るが(手労研会報 通巻21号1975年5月号p.9~13)、中心とするということは、他の材料を知らないくて良いということではない。一つの材料の性質や加工法を知るには、他の材料と比較したときに、その特徴が浮びあがる。その意味で、現代の最も重要な材料である金属を一方に置くことは、木材の性質、それにもとづく加工法の理解を進める上で重要な意味を持ち、次の学習の基礎ともなるものである。とい言いながら、前指導要領でも、金属材料の取り扱いは極めて不十分なものであった。だからと言って削除することは後退以外の何ものでもない。

このように見てみると、新指導要領は“ゆとり”と言することで、ただ、用具や材料を削減すればすむ、といった発想のように思われるるのである。

近年、遊びや手づくりが子どもから失なわれて来ていることを問題とする国民やマスコミなどの動きに、全く逆行しているとしか見えない。しかし、良く見ると、一部分で、しかも、ねじまげた形でとり入れられているのである。それは、一年生での造形遊びの部分である。しかし、それは、砂遊び、土遊びであり、子ども達の発達を正しく見ずに、ただ“遊びが必要だから、何か入れておけ”といった程度のものである。

2. 新教材基準

工作に関する部分の、新・旧の品目と数は次のようになっている。

番号	品目・類別	新	旧	旧番号
4 0	製 図 器	2	2	(38)
4 1	製 図 板	3	9 0	(35)
4 2	T 定 規	3	8	(34)
4 3	三 角 定 規	8組*	8組*	(36)
4 4	大 三 角 定 規	2	/	
4 5	大 分 度 器	2	2	(37)

番号	品目・類別	新	旧	旧番号
46	大コンパス	2	2	(39)
47	幾何立体模型	2組	8組	(12) 但し、幾何 立体像
48	色立体模型	1	/	
49	配色パネル	1	/	
50	裁しばさみ	90	/	
51	裁ち板	90	/	
52	裁ち定規	90	/	
53	物差	20	/	1m
54	押切器	1	2	(41)
55	木工具一式(教師用)	2		
56	木工具一式(生徒用)	18	} 8	(42)
	おいれのみ	/	8組*	(43)
	木工ヤスリ	/	8組**	(44)
	釘抜	/	8組**	(46)
57	ペンチ	90	/	
58	木工万力	9	8	(47)
59	主要木料標本	2	1	(48)
60	電動木工具一式	2	/	
61	糸のこ機械	9	12	(45)
62	金工具一式	2	/	
	金切バサミを含む			
63	グラインダー(金工用)	2	/	
64	卓上小型万力	9	/	
65	金とこ	2	2	(52)
	金切ばさみ	/	8組**	(51)
	金工万力	/	8	(53)
66	彫金工具一式	2	/	
67	アクリル曲げ用ヒータ	1	/	
68	樹脂加工用カッター	2	/	
69	発泡スチロール用カッター	2	/	
70	竹工セット	8	8	(49)
71	はとめパンチ	9	/	
72	ホチキス(中型)	9	/	
73	小刀	90	/	
74	ニードル	90	/	
75	ガラス切り	2	/	
76	シャベル(砂遊び用)	45	/	
77	砥石一式	4	/	

番号	品目・類別	新	旧	旧番号
78	電気はんだごて	2組	8組	(54)
79	ラジオペンチ	90	8組*	(50)

但し、19～24学級の項のみ

* 大小各10枚(or本)で1組

** 10本で1組

工作関係で

新たに設けられた品目 23

削られた品目 5

図画関係で

新たに設けられた品目 14

削られた品目 0

となっている。その差引で見るならば、工作に関しても、それなりに配慮されている感がある。しかし、削られた品目が5種類(正確には1種類、おいれのみ、木工ヤスリ、釘抜は木工具一式に含まれると考えられ、金切バサミは金工具一式に含まれているので)あるということは、金属材料を削ったこと、道具の数を削減したことに対応している。それに対し、実質では図画関係では削られたものがないということは、削減した部分がないことを示している。

ところで、加えられたものを見ると、これまでが、ひどすぎたから、当然と言えるものがほとんどである。紙工関係、砥石、ナイフ、ハサミ、などである。当然とは言え、今回加えられたことは、その数に問題があるとしても、一定の評価はしなければならないだろう。

その意味では、電動木工具一式(どの程度のものかは、安全性の問題もからみ、問題をかかえているが)、グラインダー、合成樹脂関係の用具など、教材準備を能率化するまでも、重要なものである。

しかし、問題点も数多くある。製図板を極端に減らしたこと、三角定規、幾何立体像の減少も、現在行なわれているものには妥当とも言えるが、より「図面を軽視」する傾向を

示していると言える。

また、ノミ、釘抜など、人数分はそろえるようにしていたのに、それが削除され、木工具一式が若干増えた。しかし、これも、13～18学級では9組であり、一つの学級として扱うには、全く不十分なものである。旧教材基準でも、木工具の個数が少ないことが大きな問題であった(6～18学級で木工具一式が4組、19学級以上で8組)。中学美術科では、45組そろえることになっているのであるから(新でも同様)、道具を教え、木工作を本格的に行なう考えがないと読みとれる。学級人数分そろえるものが、裁ちばさみ、裁ち板、裁ち定規、ペンチ、小刀、ニードル、ラジオペンチ、と個々の作業を行なうものであり、他のものは、共用するものか、教師用と見られるところを見ると、ノコギリにしても、かなづちにしても、共用という考えであろう。これでは、ノヨギリの構造や、使用法について、一斉に教えたり、練習することは困難となり、何かを“～工夫してつくる”ことのみが強調される結果となる。その場合であっても、5人に1組であるから(19学級以上では18組になっているが、他の品目と較べてみると、その規模では学級人数の倍のものも多いので、基本は、1学級に対し

て9組としているのであろう)、班での木工作業は全く成立しないであろう。

これでは、現在でもノコギリを使わずにすむ、キット教材が大手をふってまかり通っているが、今後も、その方向は変わらず、木工作はほとんど行なわれないでしまうであろう。

以上、品目も増え、個数も増加はしているが、紙工作や針金細工などの部分での改善であって、高学年では中心になるであろう、木工作については、ほとんど改善されていないと結論づけられる。指導要領の改訂が工作を表現一般に解消し、技術教育の側面を排除したものであることを先に指摘したが、設備の面からも、それを進めているのである。その意味では、指導要領と教材基準が見合っていると言えるが、旧教材基準を設定する段階で、すでに工作教育の沐浴をはかっていたと見ることもできるのである。

工作教育の確立には、数多くの困難が横っていることが、より明確になってくるのであるが、具体的な実践の積み上げを重ねて、この状況を開いて行かねばならないであろう。

(職業訓練大学校)

(18頁より)

づけを少しづつしてきた。そして、どんな障害の重い子でも、学校を卒業した後は、生産労働に参加できるようにしていくことが必要なんだ ということが、具体的に話し合えるようになってきた。

民間の教育サークルは、自分たちの力でつくりあげていくものである。

東京の方、東京の近郊の方の参加をお待ちしています。

連絡先 〒194-01

町田市野津田町2003

都立町田養護学校

TEL 0427-34-5073

世話人 高峯久仁夫

尚、毎月の例会は、原則として月末の土曜日、新宿の東京土建会館で行っています。